

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第二十五条の四十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二十五条の十六第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>一の二 個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第二十五条の四十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二十五条の十六第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>

を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十七
七条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは
、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所
又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法
人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる
書面、第二十五条の十六第五号イからハまでのいずれにも該当し
ないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのい
ずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名
に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又
はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでな
いときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 三十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第二十五条の四十五（略）

2（略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定
める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む
。以下この項、第二十五条の四十七及び第二十五条の四十八にお

を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十
七条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは
、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内におけ
る営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（
役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）
又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号に該当しないこ
とを誓約する書面及び役員が第二十五条の十六第四号イからチま
でのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書
面

（新設）

三 三十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第二十五条の四十五（略）

2（略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定
める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む
。以下この項、第二十五条の四十七及び第二十五条の四十八にお

いて同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときには、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

四 役員の前婚前の氏名を当該役員の前婚前の氏名に併せて銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

五 九 (略)

別表第二(第二十五条の十八関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面

いて同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)

(新設)

四 八 (略)

別表第二(第二十五条の十八関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面

イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第二十五条の十八の届出書に記載した場合において、ロに

イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）

ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面

（新設）

	(略)	<p>長期信用銀行代理業者である法人の子法人等又は長期信用銀行代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の変更</p>
	(略)	<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該親法人等若</p>
<p>掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 (略)</p>	(略)	(略)
	(略)	<p>長期信用銀行代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更</p>
	(略)	<p>一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該子法人等の</p>
<p>ハ (略)</p>	(略)	(略)

しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の業務の内容

親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容

(略)	
(略)	五 (略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	五 (略)
(略)	
(略)	